

					園の特別保護地区内における工作物の新築等の許可										
					6 同法第20条の規定による国立公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮				○						
					7 同法第21条の規定による国立公園についての原状回復等の命令				○						
					8 同法第22条の規定による国立公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査若しくは風景に及ぼす影響の調査の実施				○						
					9 同法第28条の規定による公園事業の執行に係る受託者負担金の徴収				○						
					10 同法第29条の規定による公園事業の執行に係る原因者負担金の徴収				○						
					11 同法第32条第1項の規定による国立公園の指定等のための実地調査の実施				○						
					12 同法第30条第4項の規定による国立公園に関する公園事業の施行についての協議				○						
					13 同法第40条の規定による国立公園の特別地域内等における国の機関の行う行為についての協議又は国の機関に対する国立公園若しくは国立公園の風景の保護のために採るべき措置についての協議の要求				○						
					三 自然公園 法施行令(昭和32年政令第298号)附則第3項の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務	1 同法第17条第3項の規定による国立公園の特別地域内における工作物の新築等の許可及び同法第19条の規定による条件の付加				○					
					2 同法第18条の2第3項の規定による国立公園の海中公園地区内における工作物の新築等の許可及び同法第19条の規定による条件の付加				○						
					3 同法第20条の規定による国立公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮					○					
					4 同法第21条の規定による国立公園についての原状回復等の命令					○					
					四 自然公園 法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第17条又は同法第16条において準用する同法第16条において準用する同法第5条の規定による国立公園に関する公園事業に係る管理又は経営方法の届出の受理				○					
					2 同法第17条又は同法第16条において準用する同法第16条において					○					

											准用する同令第6条の規定による国定公園に附する公園事業に係る施設の位置等の変更の承認								
											3 同令第17条において准用する同令第7条の規定による国定公園に関する公園事業の休止又は廃止の承認	○							
											4 同令第17条において准用する同令第10条において准用する同令第7条の規定による国定公園に関する公園事業の休止又は廃止の届出の受理	○							
											5 同令第17条において准用する同令第8条第1項の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の承認	○							
											6 同令第17条において准用する同令第16条において准用する同令第8条第1項の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の届出の受理	○							
											7 同令第17条において准用する同令第10条において准用する同令第11条の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の届出の受理	○							
											8 同令第17条又は同条において准用する同令第16条において准用する同令第12条の規定による国定公園に関する公園事業に係る報告の徴収及び立入検査等	○							
											9 同令第17条又は同条において准用する同令第16条において准用する同令第13条の規定による国定公園に関する公園事業に係る改善命令	○							
											10 同令第17条において准用する同令第14条第2項の規定による国定公園に関する公園事業の執行の認可の取消し	○							
											11 同令第17条において准用する同令第15条の規定による国定公園に関する公園事業に係る原状回復命令等	○							
											五 鳥取県立自然公園条例(昭和38年3月鳥取県条例第2号)に基づく知事の権限に就する事務								
											1 同条例第4条(同条例第5条において准用する場合を含む。)の規定による県立自然公園の区域の指定	○							
											2 同条例第6条(同条例第7条において准用する場合を含む。)の規定による公園計画の決定	○							
											3 同条例第8条第1項又は第2項の規定による県立自然公園に関する公園事業の決定又は公園事業の一部の執行の承認	○							
											4 同条例第11条第3項の規定による県立自然公園の特別地域内における工作物の新築等の許可		○						

	5	同条例第13条第2項、第4項又は第6項の規定による県立自然公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮							○									
	6	同条例第14条の規定による原状回復等の命令							○									
	7	同条例第15条第1項の規定による立入検査又は風景に及ぼす影響の調査の実施							○									
	8	同条例第16条第1項又は第3項の規定による県立自然公園の特別地域内における国の機関等を行う行為についての協議又は国の機関等に対する協議の要求							○									
	9	同条例第17条の規定による集団施設地区の指定等							○									
六	鳥取県立自然公園条例施行規則（平成6年鳥取県規則第69号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第1項の規定による施設の伏用開始日指定														○		
	2 同規則第4条第2項の規定による期日の延期															○		
	3 同規則第6条の規定による施設の位置等の概要の変更の承認								○									
	4 同規則第7条の規定による公園事業の休止又は廃止の承認								○									
	5 同規則第8条の規定による公園事業者たる地位の承継の承認								○									
	6 同規則第11条第2項の規定による県立自然公園に関する公園事業の執行の承認の取消し								○									
七	温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による土地の掘削の許可							○									
	2 同法第5条の規定による土地の掘削の許可の取消し								○									
	3 同法第6条の規定による土地の掘削の許可の取消し又は公益上必要な措置の命令								○									
	4 同法第7条の規定による原状回復の命令								○									
	5 同法第8条第1項の規定による温泉のゆう出路の増進又は動力の装置の許可、許可の取消し、原状回復の命令等								○									
	6 同法第9条第1項の規定による温泉の採取の制限の命令								○									
	7 同法第11条第1項の規定による温泉のゆう出量等に対する影響の防止に必要な措置の命令								○									
	8 同法第12条の規定による温泉を公共の浴用等に供することの許可															○		保健所長

									9	同法第15条の規定による温泉利用施設等の改善の指示						○						
									10	同法第16条第1項の規定による温泉源より温泉を採取する者等に対する温泉のゆぐ出量等についての報告の命令									○	保健所長		
									11	同法第17条第1項の規定による温泉の利用施設への立入り及び温泉のゆぐ出量等についての検査の実施										○	保健所長	
									12	同法第18条の規定による温泉の利用許可の取消し又は温泉の利用の制限等の命令						○						
									八	温泉法施行規則（昭和62年厚生省令第35号）に基づく知事の権限に属する事務										○	保健所長	
									九	鳥取県温泉法施行細則（昭和62年3月鳥取県規則第24号）に基づく知事の権限に属する事務										○	保健所長	
									十	鳥取県自然環境保全条例（昭和49年10月鳥取県条例第41号）に基づく知事の権限に属する事務							○					
										1	同条例第12条の規定による自然環境保全基本方針の策定等						○					
										2	同条例第13条の規定による県自然環境保全地域の指定等						○					
										3	同条例第14条の規定による県自然環境保全地域に関する保全計画の決定等						○					
										4	同条例第15条第2項の規定による県自然環境保全地域に関する保全事業の一部の執行の承認				○							
										5	同条例第16条第1項又は第2項の規定による県自然環境保全地域の特別地区の指定等						○					
										6	同条例第16条第4項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内における建築物その他の工作物の新築等の許可				○							
										7	同条例第17条第1項又は第2項の規定による野生動植物保護地区の指定等						○					
										8	同条例第17条第3項第6号の規定による県自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における野生動植物の調査もしくは殺傷又は採取若しくは根傷の許可						○					
										9	同条例第18条の規定による県自然環境保全地域の普通地区内における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮						○					
										10	同条例第19条第1項の規定による県自						○					

二 略	
二・五 略	
六 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づく知事の権限に属する事務	1～9 略
10 同法第93条の規定による組合の業務又は財産の状況に関する報告の徴収	○ 消費生活センター所長
11 同法第93条の2の規定による組合員等に関する報告の徴収	○ 消費生活センター所長
11の2 同法第93条の3の規定による組合の業務又は会計の状況に関する報告又は資料の提出の要求	○ 消費生活センター所長
12 同法第94条の規定による組合の業務又は会計状況の検査	○ 消費生活センター所長
12の2～14 略	
七 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条例第5号)に基づく知事の権限に属する事務	1～25 略
八及び九 略	
十 鳥取県立消費生活センター管理規則(昭和46年鳥取県規則第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略
十一～十二の二 略	
十三 食品衛生法施行細則(昭和49年鳥取県規則第52号)に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略
十四及び十五 略	
十六 狂犬病予防法施行細則(昭和25年鳥取県規則第83号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略
十七 鳥取県飼い犬管理条例(昭和47年鳥取県条例第8号)に基づく知事の権限に属する事務	1～5 略
十八～二十三 略	
二十四 ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年鳥取県条例第12号)に基づく知事の権限に属する事務	1～6 略
二十五 ふぐの取扱等に関する条例施行規則(昭和34年鳥	1～6 略

二 略	
一～五 略	
六 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づく知事の権限に属する事務	1～9 略
10 同法第93条の規定による組合の業務又は財産の状況に関する報告の徴収	○ 福祉事務所長
11 同法第93条の2の規定による組合員等に関する報告の徴収	○ 福祉事務所長
11の2 同法第93条の3の規定による組合の業務又は会計の状況に関する報告又は資料の提出の要求	○ 福祉事務所長
12 同法第94条の規定による組合の業務又は会計状況の検査	○ 福祉事務所長
12の2～14 略	
七 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年3月鳥取県条例第5号)に基づく知事の権限に属する事務	1～25 略
八及び九 略	
十 鳥取県立消費生活センター管理規則(昭和46年2月鳥取県規則第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略
十一～十二の二 略	
十三 食品衛生法施行細則(昭和49年7月鳥取県規則第52号)に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略
十四及び十五 略	
十六 狂犬病予防法施行細則(昭和25年11月鳥取県規則第83号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略
十七 鳥取県飼い犬管理条例(昭和47年3月鳥取県条例第8号)に基づく知事の権限に属する事務	1～5 略
十八～二十三 略	
二十四 ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年2月鳥取県条例第12号)に基づく知事の権限に属する事務	1～6 略
二十五 ふぐの取扱等に関する条例施行規則(昭和34年4	1～6 略

取県規則第9号)に基づく知事の権限に属する事務		鳥取県規則第9号)に基づく知事の権限に属する事務	
二十六 鳥取県魚介銀行高条例(昭和40年鳥取県条例第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1～6 略	二十六 鳥取県魚介銀行高条例(昭和40年3月鳥取県条例第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1～6 略
二十七 鳥取県魚介銀行商条例施行規則(昭和40年鳥取県規則第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略	二十七 鳥取県魚介銀行商条例施行規則(昭和40年3月鳥取県規則第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略
二十八～三十一 略		二十八～三十一 略	
三十二 鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則(平成10年鳥取県規則第16号。三十六において「一部改正規則」という。)第1条による改正前の鳥取県理容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略	三十二 鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則(平成10年3月鳥取県規則第16号。三十六において「一部改正規則」という。)第1条による改正前の鳥取県理容師法施行細則(昭和61年3月鳥取県規則第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略
三十三～三十五 略		三十三～三十五 略	
三十六 一部改正規則第2条による改正前の鳥取県美容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略	三十六 一部改正規則第2条による改正前の鳥取県美容師法施行細則(昭和61年3月鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略
三十七～三十九 略		三十七～三十九 略	
四十 鳥取県興行場法施行条例(昭和59年鳥取県条例第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略	四十 鳥取県興行場法施行条例(昭和59年7月鳥取県条例第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略
四十一 鳥取県興行場法施行細則(昭和59年鳥取県規則第60号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略	四十一 鳥取県興行場法施行細則(昭和59年3月鳥取県規則第60号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略
四十二及び四十三 略		四十二及び四十三 略	
四十四 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第43号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略	四十四 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年10月鳥取県条例第43号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略

る事務		属する事務																																																																																									
四十五 旅館業法施行細則（昭和33年鳥取県規則第39号）に基づく知事の特取に属する事務	1 略	四十五 旅館業法施行細則（昭和33年10月鳥取県規則第39号）に基づく知事の特取に属する事務	1 略																																																																																								
四十六及び四十七 略		四十六及び四十七 略																																																																																									
四十八 鳥取県公衆浴場基準条例（昭和32年鳥取県条例第4号）に基づく知事の特取に属する事務	1 略	四十八 鳥取県公衆浴場基準条例（昭和32年3月鳥取県条例第4号）に基づく知事の特取に属する事務	1 略																																																																																								
四十九 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和32年政令第279号）並びに第9条第1項の規定により知事の特取に属するものとされた生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づく事務	1～19 略	四十九 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行令（昭和32年政令第279号）並びに第13条第1項の規定により知事の特取に属するものとされた環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づく事務	1～19 略																																																																																								
五十 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）に基づく知事の特取に属する事務	1及び2 略	五十 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）に基づく知事の特取に属する事務	1及び2 略																																																																																								
五十一 略		五十一 略																																																																																									
		五十二 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）に基づく知事の特取に属する事務	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="816 1159 912 1207">1 同条例第8条の規定による優良図書等の推奨</td> <td data-bbox="912 1159 939 1207">○</td> <td data-bbox="939 1159 967 1207"></td> <td data-bbox="967 1159 994 1207"></td> <td data-bbox="994 1159 1022 1207"></td> <td data-bbox="1022 1159 1049 1207"></td> <td data-bbox="1049 1159 1077 1207"></td> <td data-bbox="1077 1159 1104 1207"></td> <td data-bbox="1104 1159 1131 1207"></td> <td data-bbox="1131 1159 1159 1207"></td> <td data-bbox="1159 1159 1186 1207"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="816 1217 912 1265">2 同条例第13条第1項の規定による有害図書類の指定</td> <td data-bbox="912 1217 939 1265">○</td> <td data-bbox="939 1217 967 1265"></td> <td data-bbox="967 1217 994 1265"></td> <td data-bbox="994 1217 1022 1265"></td> <td data-bbox="1022 1217 1049 1265"></td> <td data-bbox="1049 1217 1077 1265"></td> <td data-bbox="1077 1217 1104 1265"></td> <td data-bbox="1104 1217 1131 1265"></td> <td data-bbox="1131 1217 1159 1265"></td> <td data-bbox="1159 1217 1186 1265"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="816 1275 912 1323">3 同条例第14条の2第1項の規定による有害がん具対物類の指定</td> <td data-bbox="912 1275 939 1323">○</td> <td data-bbox="939 1275 967 1323"></td> <td data-bbox="967 1275 994 1323"></td> <td data-bbox="994 1275 1022 1323"></td> <td data-bbox="1022 1275 1049 1323"></td> <td data-bbox="1049 1275 1077 1323"></td> <td data-bbox="1077 1275 1104 1323"></td> <td data-bbox="1104 1275 1131 1323"></td> <td data-bbox="1131 1275 1159 1323"></td> <td data-bbox="1159 1275 1186 1323"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="816 1333 912 1381">4 同条例第17条第4項の規定による有害図書類又は有害がん具対物類の除去等の命令</td> <td data-bbox="912 1333 939 1381">○</td> <td data-bbox="939 1333 967 1381"></td> <td data-bbox="967 1333 994 1381"></td> <td data-bbox="994 1333 1022 1381"></td> <td data-bbox="1022 1333 1049 1381"></td> <td data-bbox="1049 1333 1077 1381"></td> <td data-bbox="1077 1333 1104 1381"></td> <td data-bbox="1104 1333 1131 1381"></td> <td data-bbox="1131 1333 1159 1381"></td> <td data-bbox="1159 1333 1186 1381"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="816 1391 912 1439">5 同条例第17条の5第3項の規定による措置を講ずることの指示</td> <td data-bbox="912 1391 939 1439">○</td> <td data-bbox="939 1391 967 1439"></td> <td data-bbox="967 1391 994 1439"></td> <td data-bbox="994 1391 1022 1439"></td> <td data-bbox="1022 1391 1049 1439"></td> <td data-bbox="1049 1391 1077 1439"></td> <td data-bbox="1077 1391 1104 1439"></td> <td data-bbox="1104 1391 1131 1439"></td> <td data-bbox="1131 1391 1159 1439"></td> <td data-bbox="1159 1391 1186 1439"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="816 1449 912 1497">6 同条例第17条の6第4項の規定による営業広告物の除去等の指示</td> <td data-bbox="912 1449 939 1497">○</td> <td data-bbox="939 1449 967 1497"></td> <td data-bbox="967 1449 994 1497"></td> <td data-bbox="994 1449 1022 1497"></td> <td data-bbox="1022 1449 1049 1497"></td> <td data-bbox="1049 1449 1077 1497"></td> <td data-bbox="1077 1449 1104 1497"></td> <td data-bbox="1104 1449 1131 1497"></td> <td data-bbox="1131 1449 1159 1497"></td> <td data-bbox="1159 1449 1186 1497"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="816 1506 912 1555">7 同条例第17条の7第1項及び第2項の規定によるテレホンクラブ等営業の停止又は廃止の命令</td> <td data-bbox="912 1506 939 1555">○</td> <td data-bbox="939 1506 967 1555"></td> <td data-bbox="967 1506 994 1555"></td> <td data-bbox="994 1506 1022 1555"></td> <td data-bbox="1022 1506 1049 1555"></td> <td data-bbox="1049 1506 1077 1555"></td> <td data-bbox="1077 1506 1104 1555"></td> <td data-bbox="1104 1506 1131 1555"></td> <td data-bbox="1131 1506 1159 1555"></td> <td data-bbox="1159 1506 1186 1555"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="816 1564 912 1613">8 同条例第17条の11第3項の規定による利用カードの除去等の命令</td> <td data-bbox="912 1564 939 1613">○</td> <td data-bbox="939 1564 967 1613"></td> <td data-bbox="967 1564 994 1613"></td> <td data-bbox="994 1564 1022 1613"></td> <td data-bbox="1022 1564 1049 1613"></td> <td data-bbox="1049 1564 1077 1613"></td> <td data-bbox="1077 1564 1104 1613"></td> <td data-bbox="1104 1564 1131 1613"></td> <td data-bbox="1131 1564 1159 1613"></td> <td data-bbox="1159 1564 1186 1613"></td> </tr> </table>	1 同条例第8条の規定による優良図書等の推奨	○										2 同条例第13条第1項の規定による有害図書類の指定	○										3 同条例第14条の2第1項の規定による有害がん具対物類の指定	○										4 同条例第17条第4項の規定による有害図書類又は有害がん具対物類の除去等の命令	○										5 同条例第17条の5第3項の規定による措置を講ずることの指示	○										6 同条例第17条の6第4項の規定による営業広告物の除去等の指示	○										7 同条例第17条の7第1項及び第2項の規定によるテレホンクラブ等営業の停止又は廃止の命令	○										8 同条例第17条の11第3項の規定による利用カードの除去等の命令	○									
1 同条例第8条の規定による優良図書等の推奨	○																																																																																										
2 同条例第13条第1項の規定による有害図書類の指定	○																																																																																										
3 同条例第14条の2第1項の規定による有害がん具対物類の指定	○																																																																																										
4 同条例第17条第4項の規定による有害図書類又は有害がん具対物類の除去等の命令	○																																																																																										
5 同条例第17条の5第3項の規定による措置を講ずることの指示	○																																																																																										
6 同条例第17条の6第4項の規定による営業広告物の除去等の指示	○																																																																																										
7 同条例第17条の7第1項及び第2項の規定によるテレホンクラブ等営業の停止又は廃止の命令	○																																																																																										
8 同条例第17条の11第3項の規定による利用カードの除去等の命令	○																																																																																										

	<p>意による原居住宅の 入居補欠者の決定 (一) 鳥取土木事務 所及び郡家土木事 務所の管轄区域に 係るもの (二) 倉吉土木事務 所の管轄区域に係 るもの (三) 米子土木事務 所の管轄区域に係 るもの (四) 日野総合事務 所の管轄区域に係 るもの</p>						○	鳥取土木事務 所長
							○	倉吉土木事務 所長
							○	米子土木事務 所長
							○	日野総合事務 所限民局長
4	<p>同条例第9条第1 項第1号の規定によ る保証人の適合の認 定 (一) 鳥取土木事務 所及び郡家土木事 務所の管轄区域に 係るもの (二) 倉吉土木事務 所の管轄区域に係 るもの (三) 米子土木事務 所の管轄区域に係 るもの (四) 日野総合事務 所の管轄区域に係 るもの</p>						○	鳥取土木事務 所長
							○	倉吉土木事務 所長
							○	米子土木事務 所長
							○	日野総合事務 所限民局長
4の2	<p>同条例第9条 第2項の規定による 保証人の免除の認定 (一) 鳥取土木事務 所及び郡家土木事 務所の管轄区域に 係るもの (二) 倉吉土木事務 所の管轄区域に係 るもの (三) 米子土木事務 所の管轄区域に係 るもの (四) 日野総合事務 所の管轄区域に係 るもの</p>						○	鳥取土木事務 所長
							○	倉吉土木事務 所長
							○	米子土木事務 所長
							○	日野総合事務 所限民局長
5	<p>同条例第9条第3 項の規定による原居 住宅の入居の取消し (一) 鳥取土木事務 所及び郡家土木事 務所の管轄区域に 係るもの (二) 倉吉土木事務 所の管轄区域に係 るもの (三) 米子土木事務 所の管轄区域に係 るもの (四) 日野総合事務 所の管轄区域に係 るもの</p>						○	鳥取土木事務 所長
							○	倉吉土木事務 所長
							○	米子土木事務 所長
							○	日野総合事務 所限民局長
6	<p>同条例第9条第4 項の規定による入居 可能日の通知 (一) 鳥取土木事務 所及び郡家土木事 務所の管轄区域に 係るもの (二) 倉吉土木事務 所の管轄区域に係 るもの (三) 米子土木事務 所の管轄区域に係 るもの (四) 日野総合事務 所の管轄区域に係 るもの</p>						○	鳥取土木事務 所長
							○	倉吉土木事務 所長
							○	米子土木事務 所長
							○	日野総合事務 所限民局長
7	<p>同条例第9条の2 の規定による同居の 承認 (一) 鳥取土木事務 所及び郡家土木事 務所の管轄区域に 係るもの (二) 倉吉土木事務 所の管轄区域に係 るもの (三) 米子土木事務 所の管轄区域に係 るもの (四) 日野総合事務 所の管轄区域に係 るもの</p>						○	鳥取土木事務 所長
							○	倉吉土木事務 所長
							○	米子土木事務 所長
							○	日野総合事務 所限民局長
8	同条例第9条の3							

	次								
11	同法第20条の6第2項の規定による技術上の基準に従って販売すべきことの命令						○		
12	同法第22条第2項の規定による高圧ガスの検査						○		
13	同法第22条第3項の規定による輸入高圧ガス等の燃費その他必要な措置の命令						○		
14	同法第24条の3第3項の規定による消費のための施設の修理等の命令						○		
15	同法第26条第2項の規定による危害予防規程の変更の命令						○		
16	同法第26条第4項の規定による危害予防規程を遵守すべきこと等の命令又は勧告						○		
17	同法第29条第3項の規定による販売主任者免状等の交付						○		
18	同法第30条の規定による販売主任者免状等の返納の命令						○		
19	同法第31条第2項の規定による販売主任者等試験の実施						○		
20	同法第34条の規定による保安検査等への解任の命令						○		
21	同法第36条第1項の規定による特定施設の保安検査						○		
22	同法第38条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可等の取消し及び高圧ガスの製造の停止の命令						○		
23	同法第38条第2項の規定による高圧ガスの製造等の停止の命令						○		
24	同法第39条の規定による公共の安全の維持等のための措置						○		
25	同法第40条の30及び第49条の35の規定による災害の拡大の防止のための措置の命令						○		
26	同法第58条の14の規定による指定試験機関に対する必要な措置の命令等						○		
27	同法第61条の規定による業務に関する報告の徴収						○		
28	同法第62条の規定による事務所等への立入検査の実施						○		
29	同法第63条第2項の規定による災害発生の日時等の報告の命令						○		
30	同法第64条の規定による現状の変更の指示						○		
十一	高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第18条第1項第1号の規定により知事						○		
	同法第20条第1項ただし書の規定による完成検査機関の指定						○		
	同法第58条の23の規定による指定完成検査機関の業務規程						○		

	<p>第1項の規定による入居の承継の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>					<p>○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長 ○ 日野総合事務所所長</p>		<p>が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務</p>	<p>の認可等 3 同法第58条の7aの規定による指定完成検査機関に対する指定基準に適合するために必要な措置の命令 4 同法第58条の30の規定による指定完成検査機関の指定の取消し等 5 同法第61条第2項の規定による指定完成検査機関等に対する報告の徴収等 6 同法第62条第2項の規定による指定完成検査機関等への立入検査等</p>								
	<p>9 同条例第12条の規定による家賃の減免若しくは敷収の猶予又は敷金の徴収の猶予 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>					<p>○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長 ○ 日野総合事務所所長</p>		<p>十二 高圧ガス保安法施行令第18条第1項第2号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務</p>	<p>1 同法第35条第1項第1号の規定による保安検査機関の指定 2 同法第58条の30の2第2項の規定により準用する同法第58条の23の規定による指定完成検査機関の業務規程の認可等 3 同法第58条の30の2第2項の規定により準用する同法第58条の29の規定による指定完成検査機関に対する指定基準に適合するために必要な措置の命令 4 同法第58条の30の2第2項の規定により準用する同法第58条の30の規定による指定完成検査機関の指定の取消し等 5 同法第58条の30の2第2項の規定により準用する同法第61条第2項の規定による指定保安検査機関等に対する報告の徴収 6 同法第58条の30の2第2項の規定により準用する同法第62条第2項の規定による指定保安検査機関等への立入検査等</p>								
	<p>10 同条例第14条第2項の規定による県営住宅又は共同施設の修繕の指示及び入居者に負担させる費用の認定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>					<p>○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長 ○ 日野総合事務所所長</p>											
	<p>11 同条例第17条第3項の規定による県営住宅の一部の他の用途への利用の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>					<p>○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長 ○ 日野総合事務所所長</p>											
	<p>12 同条例第18条第1項ただし書の規定による県営住宅の模様替え又は増築の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>					<p>○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長 ○ 日野総合事務所所長</p>		<p>十三 高圧ガス保安法施行令(昭和26年政令第350号)第18条第2項の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務</p>	<p>1 同法第29条第3項の規定による製造保安責任者免状の交付 2 同法第30条の規定による製造保安責任者免状の返納の命令 3 同法第31条第2項の規定による製造保安責任者試験の実施 4 同法第41条第2項の規定による技術上の基準に従って製造すべきことの命令 5 同法第44条第1項の規定による容器検査の実施 6 同法第48条第5項の規定による高圧ガスの充てんの許可</p>								
	<p>13 同条例第10条の規定による入居者の収入基準超過の有無の決定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所</p>					<p>○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長</p>			<p>7 同法第40条第1項の規定による容器再検査 8 同法第50条第3項の規定による容器検査所の登録等 9 同法第52条第4項の規定による検査主任者の解任の命令</p>								

	<p>に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事務所 の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 同条例第8条 第1項の規定による 特別居住住宅の 入居補充者の決定</p> <p>(1) 鳥取土木事 務所及び郡家土 木事務所の管轄 区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉土木事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(3) 米子土木事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(三) 同条例第9条 第1項の規定による 期日の指定及び 保証人の選否の認 定</p> <p>(1) 鳥取土木事 務所及び郡家土 木事務所の管轄 区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉土木事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(3) 米子土木事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(四) 同条例第9条 第2項の規定による 期日の指定及び 保証人の免除の認 定</p> <p>(1) 鳥取土木事 務所及び郡家土 木事務所の管轄 区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉土木事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(3) 米子土木事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(五) 同条例第9条 第3項の規定による 特別居住住宅の 入居の取消し</p> <p>(1) 鳥取土木事 務所及び郡家土 木事務所の管轄 区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉土木事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(3) 米子土木事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(六) 同条例第9条 第4項の規定による 入居可能日の通 知</p> <p>(1) 鳥取土木事 務所及び郡家土 木事務所の管轄 区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉土木事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(3) 米子土木事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(七) 同条例第9条 第2項の規定による 同居の承認</p> <p>(1) 鳥取土木事 務所及び郡家土 木事務所の管轄 区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉土木事 務所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(3) 米子土木事 務所の管轄区域 に係るもの</p>	<p>○ 日野総合事務所 所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所 所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所 所長</p> <p>○ 米子土木事務所 所長</p> <p>○ 日野総合事務所 所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所 所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所 所長</p> <p>○ 米子土木事務所 所長</p> <p>○ 日野総合事務所 所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所 所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所 所長</p> <p>○ 米子土木事務所 所長</p> <p>○ 日野総合事務所 所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所 所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所 所長</p> <p>○ 米子土木事務所 所長</p> <p>○ 日野総合事務所 所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所 所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所 所長</p> <p>○ 米子土木事務所 所長</p>	<p>定液化石油ガス販売 事業者の認定の取消 し</p> <p>21 同法第36条第1項 の規定による貯蔵施 設等の設置の許可</p> <p>22 同法第37条の2第 1項の規定による貯 蔵施設等の変更の許 可</p> <p>23 同法第37条の3第 1項の規定による貯 蔵施設等の完成検査</p> <p>24 同法第37条の4第 1項の規定による充 てん設備の許可</p> <p>25 同法第37条の4第 3項の規定による充 てん設備の変更の許 可</p> <p>26 同法第37条の4第 4項の規定による充 てん設備の完成検査</p> <p>27 同法第37条の5第 3項の規定による充 てん設備の修理等の 命令</p> <p>28 同法第37条の6第 1項の規定による充 てん設備の保安検査</p> <p>29 同法第37条の7第 1項の規定による貯 蔵施設等の許可の取 消し又は使用の停止 の命令</p> <p>29の2 同法第38条 の3の規定による液 化石油ガス設備工事 の届出の受理</p> <p>30 同法第38条の4第 1項の規定による液 化石油ガス設備土免 状の交付</p> <p>31 同法第38条の4第 4項の規定による液 化石油ガス設備土免 状の返納の命令</p> <p>32 同法第38条の5の 規定による液化石油 ガス設備試験の実 施</p> <p>33 同法第82条第1項 又は第2項の規定に よる業務等に関する 報告の徴収</p> <p>34 同法第83条第3項 又は第4項の規定に よる事務所等への立 入検査の実施</p> <p>十五 液化石油ガス の保安の確保及び取 引の適正化に関する 法律施行令(昭和43 年政令第14号)第13 条第1項の規定によ り知事が行うことと された液化石油ガス の保安の確保及び取 引の適正化に関する 法律に基づく事務</p> <p>十六 液化石油ガス の保安の確保及び取 引の適正化に関する 法律施行令第13条第 3項</p> <p>1 同法第16条の2第 2項の規定による供 給設備の修理等の命 令</p> <p>1 同法第82条第1項 の規定による業務等 に関する報告の徴収</p> <p>2 同法第83条第1項 の規定による事務所 等への立入検査の実</p>
--	---	---	--